

個人情報ファイルの名称	学校給食費管理事務	
行政機関等の名称	丹波市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	丹波市学校給食管理運営に関する要綱に基づき、学校給食の提供及び学校給食費の賦課のため利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 保護者氏名、6 保護者住所、7 小学校入学・転入学・転退学及びその学校名、8 中学校入学・転入学・転退学及びその学校名、9 その他給食費に関すること（学校給食費振替口座、免除を受けた場合はその区分及び期間、アレルギーの申請をした場合はその事由及び区分等）	
記録範囲	丹波市立小中学校に在籍する児童・生徒及び教職員等	
記録情報の収集方法	住民基本台帳の閲覧、在籍校等からの情報提供 保護者の申請（振替口座、免除、アレルギー）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 丹波市教育部教育総務課	
	(所在地) 669-3192 丹波市山南町谷川 1110 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	